

議第38号

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 2 月 15 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第21条の 5 の15第 2 項第 1 号」を「第21条の 5 の15第 3 項第 1 号」に改め、「同じ。」の右に「第21条の 5 の17第 1 項各号」を加え、「第21条の 5 の18第 1 項」を「第21条の 5 の19第 1 項」に改める。

第 3 条中「第21条の 5 の15第 2 項第 1 号」を「第21条の 5 の15第 3 項第 1 号」に改める。

第 5 条第 1 項中「ならびに第21条の 5 の18第 1 項」を「、第21条の 5 の17第 1 項各号ならびに第21条の 5 の19第 1 項」に改め、同項第 4 号中「別表第 4 」を「別表第 5 」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 居宅訪問型児童発達支援 別表第 4

第 5 条第 2 項中「指定放課後等デイサービスの事業」の右に「、別表第 4 第 1 項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、「別表第 4 第 1 項」を「別表第 5 第 1 項」に、「別表第 5 」を「別表第 6 」に改める。

別表第 1 第 1 項第 4 号イ (㍿) a 中「指導員または保育士」を「児童指導員（滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準等を定める条例（平成24年滋賀県条例第 64号）別表第 7 第 2 項第 8 号アからコまでのいずれかに該当する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士または学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）もしくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、障害福祉サービスに係る業務に従事した期間が 2 年以上であるもの（以下

「障害福祉サービス経験者」という。)」に改め、同号イ(㍺) b 中「指導員または保育士」を「児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者」に改め、同号イ(㍺) b に後段として次のように加える。

この場合において、障害福祉サービス経験者の数は、児童指導員または保育士の合計数を超えてはならない。

別表第1第1項第4号イ(㍺) d および f 中「指導員または保育士」を「児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者」に改め、同号イ(イ) a 中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師または准看護師をいう。以下同じ。)」に改め、「(滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第64号)別表第7第2項第8号アからコまでのいずれかに該当する児童指導員をいう。以下同じ。)」を削り、同号イ(イ) b 中「看護師」を「看護職員」に改め、同号イ(イ) b にただし書として次のように加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができる。

別表第1第1項第4号ウ(ウ) a から c までの規定中「看護師」を「看護職員」に改め、同項第6号ウ(㍺) 中「第21条の5の28第3項」を「第21条の5の29第3項」に、「エにおいて」を「以下」に改め、同号ウ(ウ) 中「c まで」を「c までに」に改め、同項第7号エ(キ) 中「内容」を「事業」に、「常に」を「利用者の保護者による評価を受けて常に」に改め、同号エ(キ) に後段として次のように加える。

この場合において、指定児童発達支援事業者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

別表第1第1項第11号ア中「以下」の右に「この項において」を加え、同号オ中「行うよう努める」を「行う」に改め、同項第18号ア中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改め、同項第21号エ中「(昭和22年法律第26号)」を削り、同表第2項第1号ウ中「前項第3号ア(ウ)」を「第1項第3号ア(ウ)」に改め、同項第2号ア中「指導員または保育士」を「児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者」に改め、同号イ中「指導員または保育士」を「児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者」に改め、同号イに後段として次のように加える。

この場合において、障害福祉サービス経験者の数は、児童指導員または保育士の合計数を超えてはならない。

別表第1第2項第2号エ中「前項第4号ア」を「第1項第4号ア」に改め、同項第3号中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「次項第3号」を「第3項第3号」に改め、同項第4号中「(指定障害福祉サービス基準条例別表第3第1項第1号に規定する指定生活介護事業者をいう。)」、「(同号に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)」および「(同項第2号アに規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)」を削り、「前項第6号ウ」を「第1項第6号ウ」に改め、同項第5号中「指定通所介護事業者(滋賀県介護保険法に基づく指定

居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第17号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）別表第6第1項第1号に規定する指定通所介護事業者をいう。）または指定地域密着型通所介護事業者（介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業を行う者をいう。）を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護（同号に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）または指定地域密着型通所介護（以下これらを「指定通所介護等」という。）を「指定通所介護等」に、「指定通所介護が」を「指定通所介護等が」に、「指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準条例別表第6第1項第2号アに規定する指定通所介護事業所をいう。）または当該指定地域密着型通所介護が提供される指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下これらを「指定通所介護事業所等」という。）を「指定通所介護事業所等」に、「前項第6号ウ」を「第1項第6号ウ」に改め、同号アおよびイ中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同項第6号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者（介護保険法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第23項に規定する複合型サービスのうち、同条第4項に規定する訪問看護および小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に改め、「（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）または指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）に通わせて行う同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下この項において同じ。）を削り、「前項第6号ウ」を「第1項第6号ウ」に改め、同号ア中「別表第3第2項に」を「別表第3第3項に」に、「別表第3第2項第2号」を「別表第3第3項第2号」に、「別表第7第2項第2号」を「別表第7第3項第2号」に、「別表第8第2項第2号」を「別表第8第3項第2号」に改め、「（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって当該指定小規模多機能型居

宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うものとの密接な連携の下に運営される指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同表第3項とし、同表第1項の次に次の1項を加える。

2 共生型児童発達支援の事業

(1) 前項第1号、第4号アおよびエならびに第5号から第21号までの規定は、児童発達支援に係る共生型通所支援（法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。以下同じ。）（以下この項において「共生型児童発達支援」という。）の事業について準用する。

(2) 指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例別表第3第1項第1号に規定する指定生活介護事業者をいう。以下同じ。）が共生型児童発達支援の事業を行う場合において当該事業に関して満たすべき基準は、前号に定めるもののほか、次のアおよびイに定めるところによること。

ア 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例別表第3第1項第2号アに規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の数は、当該指定生活介護事業所において提供される指定生活介護（同項第1号に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を、指定生活介護の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数とを合計した数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要な数以上とすること。

イ 共生型児童発達支援を受ける障害児に対してサービスを適切に提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けることができること。

(3) 指定通所介護事業者（滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第17号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）別表第6第1項第1号に規定する指定通所介護事業者をいう。）または指定地域密着型通所介護事業者（介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業を行う者をいう。）（以下これらを「指定通所介護事業者等」という。）が共生型児童発達支援の事業を行う場合において当該事業に関して満たすべき基準は、第1号に定めるもののほか、次のアからウまでに定めるところによること。

ア 指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準条例別表第6第1項第2号アに規定する指定通所介護事業所をいう。）または指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下これらを「指定通所介護事業所等」という。）の食堂および機能訓練室の床面積を合計した面積は、3平方メートルに指定通所介護（同項第1号に規定する指定通所介護をいう。）または指定地

域密着型通所介護（以下これらを「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数とを合計した数を乗じて得た面積以上とすること。

イ 指定通所介護事業所等の従業者の数は、当該指定通所介護事業所等において提供される指定通所介護等の利用者の数を、指定通所介護等の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数とを合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要な数以上とすること。

ウ 共生型児童発達支援を受ける障害児に対してサービスを適切に提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けることができること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）もしくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第23項に規定する複合型サービスのうち、同条第4項に規定する訪問看護および同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）（以下これらを「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）または指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が共生型児童発達支援の事業を行う場合において当該事業に関して満たすべき基準は、第1号に定めるもののほか、次のアからオまでに定めるところによること。

ア 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業者が当該指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）または指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）（以下これらを「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護または指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護（指定障害福祉サービス基準条例別表第3第2項第1号に規定する共生型生活介護をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準条例別表第7第2項第1号に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）もしくは共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準条例別表第8第2項第1号に規定する共生型

自立訓練（生活訓練）をいう。）または共生型児童発達支援もしくは共生型放課後等デイサービス（別表第3第2項に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下これらを「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および障害児の数とを合計した数の上限をいう。以下この号において同じ。）は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者等により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うものとの密接な連携の下に運営されるものをいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、同項に規定する指定居宅サービスの事業その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うものとの密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。）またはサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、同項に規定する指定居宅サービスの事業その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うものとの密接な連携の下に運営されるものをいう。）（以下これらを「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、18人）以下とすること。

イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等において提供される指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護または指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所等に通わせて行う介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護または指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用定員（当該

指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1に相当する数から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

登 録 定 員	利 用 定 員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

ウ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとする。

エ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の数は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等において提供される通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数であるとみなした場合における介護保険法第78条の4第1項または第115条の14第1項の市町村の条例で定める員数を満たすこと。

オ 共生型児童発達支援を受ける障害児に対してサービスを適切に提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けることができること。

別表第2第2項第1号および第2号中「看護師」を「看護職員」に改め、同表第3項中「第11号(イ(イ)、ウおよびカを除く。)まで」を「第10号まで」に、「別表第2第3項」を「別表第2第4項」に改め、「第10号ア」と、」の右に「同号エ(ヤ)中「事業」とあるのは「内容」と、「利用者の保護者による評価を受けて常に」とあるのは「常に」と、「図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とあるのは「図ること」と、」を加え、同項を同表第4項とし、同表第2項の次に次の1項を加える。

3 運営規程の整備等

(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、当該指定医療型児童発達支援事業所の運営に関する規程(以下この項において「運営規程」という。)を定めること。

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 事業の目的および運営の方針

イ 従業者の職種、員数および職務の内容

ウ 指定医療型児童発達支援を提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域

エ 利用定員

オ 提供する指定医療型児童発達支援の内容ならびに通所給付決定保護者から受領する費用の種類およびその額

カ 指定医療型児童発達支援の利用に当たっての留意事項

キ 緊急時における対応方法

ク 非常災害対策

ケ 虐待の防止のための措置に関する事項

コ その他指定医療型児童発達支援事業所の運営に関する重要事項

(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定医療型児童発達支援事業所において提供される指定医療型児童発達支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めること。

(4) 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業所について広告をするときは、その内容を虚偽または誇大なものとししないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、指定医療型児童発達支援の事業の運営規程の整備等については、別表第1第1項第11号エの規定を準用する。

別表第3第1項第2号中「第10号、第11号、第12号（ウを除く。）」を「第10号から第12号（ウを除く。）まで」に改め、「、同項第4号イ（ア）a中「指導員または保育士」とあるのは「児童指導員、保育士または学校教育法（昭和26年法律第26号）の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）もしくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、障害福祉サービスに係る業務に従事した期間が2年以上であるもの（b、dおよびfにおいて「障害福祉サービス経験者」という。））」と、同号イ（ア）b中「指導員または保育士」とあるのは「児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者」と、「以上とすること」とあるのは「以上とすること。この場合において、障害福祉サービス経験者の数は、児童指導員および保育士の数を超えてはならない」と、同号イ（ア）dおよびf中「指導員または保育士」とあるのは「児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者」とを削り、「適当である」を「適当」に改め、「、同号エ（イ）中「内容」とあるのは「事業」と、「行うとともに」とあるのは「行うとともに、利用者の保護者による評価を受けて」と、「図ること」とあるのは「図ること。この場合において、別表第3第1項第1号に規定する指定放課後等デイサービス事業者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とを削り、同表第2項中「同表第2項（）」を「同表第3項（）」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に、「別表第3第2項」を「別表第3第3項」に改め、「、同号エ（イ）中「内容」とあるのは「事業」と、「行うとともに」とあるのは「行うとともに、利用者の保護者による評価を受けて」と、「図ること」と

あるのは「図ること。この場合において、放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業を行う者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とおよび「、同表第2項第2号ア中「指導員または保育士」とあるのは「児童指導員、保育士または学校教育法（昭和26年法律第26号）の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）もしくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、障害福祉サービスに係る業務に従事した期間が2年以上であるもの（イにおいて「障害福祉サービス経験者」という。））」と、同号イ中「指導員または保育士」とあるのは「児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者」と、「以上とすること」とあるのは「以上とすること。この場合において、障害福祉サービス経験者の数は、児童指導員および保育士の数を超えてはならない」とを削り、同項を同表第3項とし、同表第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第1第1項第4号アおよびエ、第5号、第6号（ウ（ウ）aからcまでおよび（エ）を除く。）、第7号、第8号、第10号、第11号、第12号（ウを除く。）、第13号、第14号オおよびカならびに第15号から第21号（エを除く。）まで、同表第2項（第1号を除く。）ならびに前項第1号の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第2項において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ（ウ）中「次のaからcまでに掲げる費用（aに掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。））」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ（オ）中「（ウ）aからcまでに掲げる」とあるのは「（ウ）に規定する」と、同項第7号および第16号イ（ア）中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ（ア）中「第10号ア」とあるのは「別表第3第2項において準用する第10号ア」と、同項第16号イ（イ）中「第5号ク（ク）」とあるのは「別表第3第2項において準用する第5号ク（ク）」と、同号イ（ウ）中「第7号エ（カ）」とあるのは「別表第3第2項において準用する第7号エ（カ）」と、同号イ（エ）中「第19号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第19号イ」と、同号イ（オ）中「第20号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第20号イ」と、同号イ（カ）中「第21号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

別表第5第3項第1号中「ならびに別表第4第3項第1号」を「、別表第4第3項第1号ならびに別表第5第2項第1号」に改め、「、別表第4第3項第1号中」の右に「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、別表第5第2項第1号中「を加え、同表を別表第6とする。

別表第4中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を削り、同表第5項中「第6号（ウ（ウ）aからcまでおよび（ㇿ）を除く。）から第8号まで」を「第6号エからカまで、第7号、第8号」に、「第11号（イ（イ）、（ㇿ）および（ク）を除く。）」を「第11号ウおよびエ」に改め、「およびイ」の右に「、別表第2第3項第3号および第4号ならびに別表第4第2項、第4項、第5項第1号ならびに第6項第1号および第2号」を加え、「同項第5号ア」を「別表第1第1項第5号ア」に、「別表第4第5項」を「別表第5第3項」に、「準用する第11号ア」を「準用する別表第4第6項第1号」に改め、「、同項第6号ウ（ウ）中「指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次のaからcまでに掲げる費用（aに掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）」とあるのは「通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費」と、同号ウ（オ）中「（ウ）aからcまでに掲げる費用に係る便宜の提供に当たっては」とあるのは「（ウ）に規定する交通費については」と、「当該便宜の内容および費用」とあるのは「その額」とを削り、「第10号ア」と、」の右に「同号エ（キ）中「事業」とあるのは「内容」と、「利用者の保護者による評価を受けて常に」とあるのは「常に」と、「図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とあるのは「図ること」と、」を加え、同項を同表第3項とし、同表を別表第5とする。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第5条関係）

居宅訪問型児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

- 1 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）は、障害児が日常生活における基本動作および知識技能を習得し、ならびに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的に支援を行うこと。
- 2 設備
 - (1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定居宅訪問型児童発達支援事業者が当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）には、当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業に必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備および備品を設けること。
 - (2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の設備を当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の用途以外の用途に供しないこと。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 従業者

- (1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、訪問支援員および児童発達支援管理責任者を置くこと。
- (2) 訪問支援員の数は、事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数とすること。
- (3) 訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員もしくは保育士の資格を取得した日または児童指導員もしくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、および当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務または日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、および当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練または職業教育に係る業務に3年以上従事した者であること。
- (4) 児童発達支援管理責任者の数は、1人以上とすること。
- (5) 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者とすること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の従業者については、別表第1第1項第4号アおよびオからキまでの規定を準用する。この場合において、同号アただし書中「ただし」とあるのは、「ただし、訪問支援員および児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

- 4 従業者は、その身分を証する書類を携行し、初めて居宅を訪問した時および障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すること。

5 通所利用者負担額等の受領等

- (1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供したときは、次に掲げるところにより、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に要した費用の額の支払を受けること。

ア 法定代理受領を行う指定居宅訪問型児童発達支援を提供したときは、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けること。

イ 法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供したときは、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けること。

ウ アおよびイの支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の実施地域以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を受けることができる。

エ ウに規定する交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対してその額に

について説明し、当該通所給付決定保護者の同意を得ること。

オ アからウまでに規定する費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を通所給付決定保護者に対し交付すること。

(2) 前号に定めるもののほか、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の通所利用者負担額等の受領等については、別表第1第1項第6号エからカまでの規定を準用する。

6 運営規程の整備等

(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の運営に関する規程（以下この項において「運営規程」という。）を定めること。

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 事業の目的および運営の方針

イ 従業者の職種、員数および職務の内容

ウ 指定居宅訪問型児童発達支援を提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域

エ 提供する指定居宅訪問型児童発達支援の内容ならびに通所給付決定保護者から受領する費用の種類およびその額

オ 指定居宅訪問型児童発達支援の利用に当たっての留意事項

カ 緊急時における対応方法

キ 虐待の防止のための措置に関する事項

ク その他指定居宅訪問型児童発達支援事業所の運営に関する重要事項

(3) 前2号に定めるもののほか、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の運営規程の整備等については、別表第1第1項第11号ウおよびエならびに別表第2第3項第3号および第4号の規定を準用する。

7 別表第1第1項第5号（ウを除く。）、第7号、第8号、第10号、第12号（ウを除く。）、第13号、第14号オおよびカ、第15号オならびに第16号から第21号（エを除く。）までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第4第6項第1号」と、同項第7号および第16号イ（ア）中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第7号ウ（ア）中「第10号ア」とあるのは「別表第4第7項において準用する第10号ア」と、同号エ（イ）中「事業」とあるのは「内容」と、「利用者の保護者による評価を受けて常に」とあるのは「常に」と、「図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とあるのは「図ること」と、同項第16号イ（イ）中「第5号ク（ク）」とあるのは「別表第4第7項において準用する第5号ク（ク）」と、同号イ（ウ）中「第7号エ（カ）」とあるのは「別表第4第7項において準用する第7号エ（カ）」と、同号イ（エ）中「第19号イ」とあるのは「別表第4第7項において準用する第19号イ」と、同号イ（オ）中「第20号イ」とあ

るのは「別表第4第7項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第4第7項において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

(滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条および第3条中「第24条の9第2項」を「第24条の9第3項」に、「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

別表第1第1項第9号を削り、同表第2項第3号ア中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師または准看護師をいう。以下この項において同じ。)」に改め、同号ウならびに同項第5号アおよびウ中「看護師」を「看護職員」に改め、同項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とし、同項第11号を同項第10号とし、同表第3項第1号中「施設障害福祉サービス」の右に「(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。))第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。)」を加え、同表第16項第1号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

別表第2第2項第6号中「第9号から第11号まで」を「第8号から第10号まで」に改める。

(滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準等を定める条例(平成24年滋賀県条例第64号)の一部を次のように改正する。

別表第8第2項第2号ア中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師または准看護師をいう。以下この項および別表第10第2項において同じ。)」に改め、同号イおよび同項第4号ア中「看護師」を「看護職員」に改める。

別表第10第2項第3号中「看護師」を「看護職員」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定を受けている第1条の規定による改正前の滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(次項において「旧指定通所支援基準条例」という。)別表第1第1項第1号に規定する指定児童発達支援事業者については、同条による改正後の滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(次項において「新指定通所支援基準条例」という。)別表第1第1項第4号(イイ)を除く。)の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、な

お従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例別表第1第2項に規定する基準該当児童発達支援（同項第1号アに規定する基準該当児童発達支援をいう。）の事業の基準を満たしている同号アに規定する基準該当児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例別表第1第3項第2号の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に児童福祉法第24条の2第1項の指定を受けている指定福祉型障害児入所施設（同項に規定する指定障害児入所施設のうち同法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設であるものをいう。）については、第2条の規定による改正後の滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第1第1項および第2項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。